

(注) 関西広域連合統一【令和6年度実施】〔法規編(解答・解説)〕93頁～95頁について、【令和5年度実施】分が収録してありました。お詫びして下記のとおり関西広域連合統一【令和6年度実施】〔法規編(解答・解説)〕と差し替えをさせていただきます。

〔法規編(解答・解説)〕

関西広域連合統一〔滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県〕 令和6年度実施

(一般・農薬用品目・特定品目共通)

【問1】 4

〔解説〕

法第1条〔目的〕。解答のとおり。

【問2】 2

〔解説〕

この設問は法第3条第3項ただし書規定〔禁止規定・販売授与目的〕のことである。このことにより毒物劇物営業者間〔毒物又は劇物①製造業者、②輸入業者、③販売業者〕において販売又は授与することができる。よってcは誤り。

【問3】 3

〔解説〕

特定毒物における使用者及び用途、着色及び表示について施行令で示されている。この設問では用途のことで、bが誤り。bのりん化アルミニウムとその分解促進剤における用途は、燻蒸による倉庫内、コンテナ、船倉内のねずみ、昆虫等の駆除〔施行令第28条〕。なお、aは施行令第11条〔使用者及び用途〕、cは施行令第16条〔使用者及び用途〕に示されている。

【問4】 5

〔解説〕

法第3条の3→施行令第32条の2による品目→①トルエン、②酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有する接着剤、塗料及び閉そく用またはシーリングの充てん料は、みだりに摂取、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。このことから5が正しい。

【問5】 5

〔解説〕

この設問は法第3条の4→施行令第32条の3による品目→①亜塩素酸ナトリウム30%以上、②塩素酸ナトリウム35%以上、③ナトリウム、④ピクリン酸について業務その他正当な理由による場合を除いて所持してはならないと示されている。このことからcとdが正しい。

【問6】 2

〔解説〕

この設問では、aとcが正しい。aは法第4条第1項〔営業の登録〕、cについては販売品目の制限がない。設問のとおり。なお、bは法第4条第3項〔営業の登録・更新〕により、毒物又は劇物販売業の登録は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うのである。

【問7】 2

〔解説〕

法第6条〔登録事項〕に、①申請者氏名及び住所、②製造又は輸入する品目、③製造所、営業所又は店舗の所在地が示されている。このことからbが誤り。

【問8】 5

〔解説〕

法第6条の2〔特定毒物研究者の許可〕のことについて示されている。解答のとおり。

【問9】 3

【解説】

法第8条第2項〔毒物劇物取扱責任者の資格・不適格者と罪〕のことで、aのみが正しい。aは法第8条第2項第三号に示されている。なお、bの向精神薬の中毒者は法第8条第2項に該当しない。c法第8条第2項第四号に、～起算して三年を経過していない者と示されている。このことからこの設問は誤り。

【問10】 1

【解説】

この設問は法第10条〔届出〕についてで、毒物劇物営業者が30日以内に届け出なければならないこととは、①氏名又は住所の変更、②設備の重要な部分の変更、③厚生労働省令第10条の2で定める事項、④営業者の廃止である。このことからa、bが正しい。なお、cは法第9条第1項〔登録の変更〕のこと。

【問11】 5

【解説】

この設問は、cが正しい。cは法第12条第2項で、その容器及び被包に次の事項が表示しなければならないと示されている。①毒物又は劇物の名称、②毒物又は劇物の成分及びその含量、③厚生労働省令で定める〔有機燐化合物及びこれを含む製剤毒物又は劇物〕について、解毒剤の名称〔①2-ピリジルアルドキシムメチオダイド(別名PAM)、②硫酸アトロピンの製剤)〕。

【問12】 4

【解説】

法第12条第2項で、その容器及び被包に次の事項が表示しなければならないと示されている。①毒物又は劇物の名称、②毒物又は劇物の成分及びその含量、③厚生労働省令第11条の5で定める〔有機燐化合物及びこれを含む製剤毒物又は劇物〕について、解毒剤の名称〔①2-ピリジルアルドキシムメチオダイド(別名PAM)、②硫酸アトロピンの製剤)〕。正しいのは、4である。

【問13】 2

【解説】

法第14条第2項は、毒物劇物営業者が毒物劇物営業者以外の者に販売し、授与した場合、同条第1項〔毒物又は劇物の譲渡手続〕は、毒物劇物営業者間の譲渡する場合に書面に記載する事項は、①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、譲受人の氏名、職業及び住所〔法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地〕。このことから正しいのはaとcが正しい。

【問14】 4

【解説】

この設問は法第14条〔毒物又は劇物の譲渡手続〕及び法第15条〔毒物又は劇物の交付の制限等〕についてで正しいのは、bのみである。bは法第15条第1項第一号〔毒物又は劇物の交付の制限等・交付の不適格者〕により、18歳未満の者に交付してはならないと示されている。設問のとおり。aは法第14条第4項〔毒物又は劇物の譲渡手続・書面の保存〕に、販売又は授与した日から5年間保存しなければならないと示されている。cについては例え顔見知りであっても法第14条第2項により、その都度である。

【問15】 1

【解説】

法第15条の2〔廃棄〕→施行令第40条〔廃棄の方法〕。解答のとおり。

【問16】 1

【解説】

施行令第40条の5〔運搬方法〕→施行規則第13条の5〔毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識〕。解答のとおり。

【問17】 3

【解説】

施行令第40条の6〔荷送人の通知義務〕→施行規則第13条の7〔荷送人の通知義務を要しない毒物又は劇物の数量〕に、1,000kg以下の場合、同施行令第40条の6における通知義務を要しない。

【問18】 4

【解説】

この設問は法第17条〔事故の際の措置〕についてで、bのみが正しい。なお、a及びcは法第17条第2項〔事故の際の措置・盗難紛失の措置〕に、理由の如何にかかわらず、直ちに、その旨を、警察署に届け出なければならないと示されている。

【問 19】 3

〔解説〕

この設問は法第 18 条〔立入検査等〕についてで、b のみが誤り。b は法第 18 条第 4 項に、～犯罪捜査のために認められたものとは解してはならないと示されている。なお、a は法第 18 条第 1 項、c は法第 18 条第 3 項に示されている。

【問 20】 2

〔解説〕

法第 22 条における業務上取扱者の届出を要する事業者とは、次のとおり。業務上取扱者の届出を要する事業者とは、①シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤→電気めっきを行う事業、②シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤→金属熱処理を行う事業、③最大積載量 5,000kg 以上の運送の事業、④砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤→しろありの防除を行う事業。a と c が正しい。a は法第 22 条第 1 項第三号に示されている。c は法第 22 条第 1 項に示されている。なお、b は劇物であるアンモニアは業務上取扱者に該当しない。